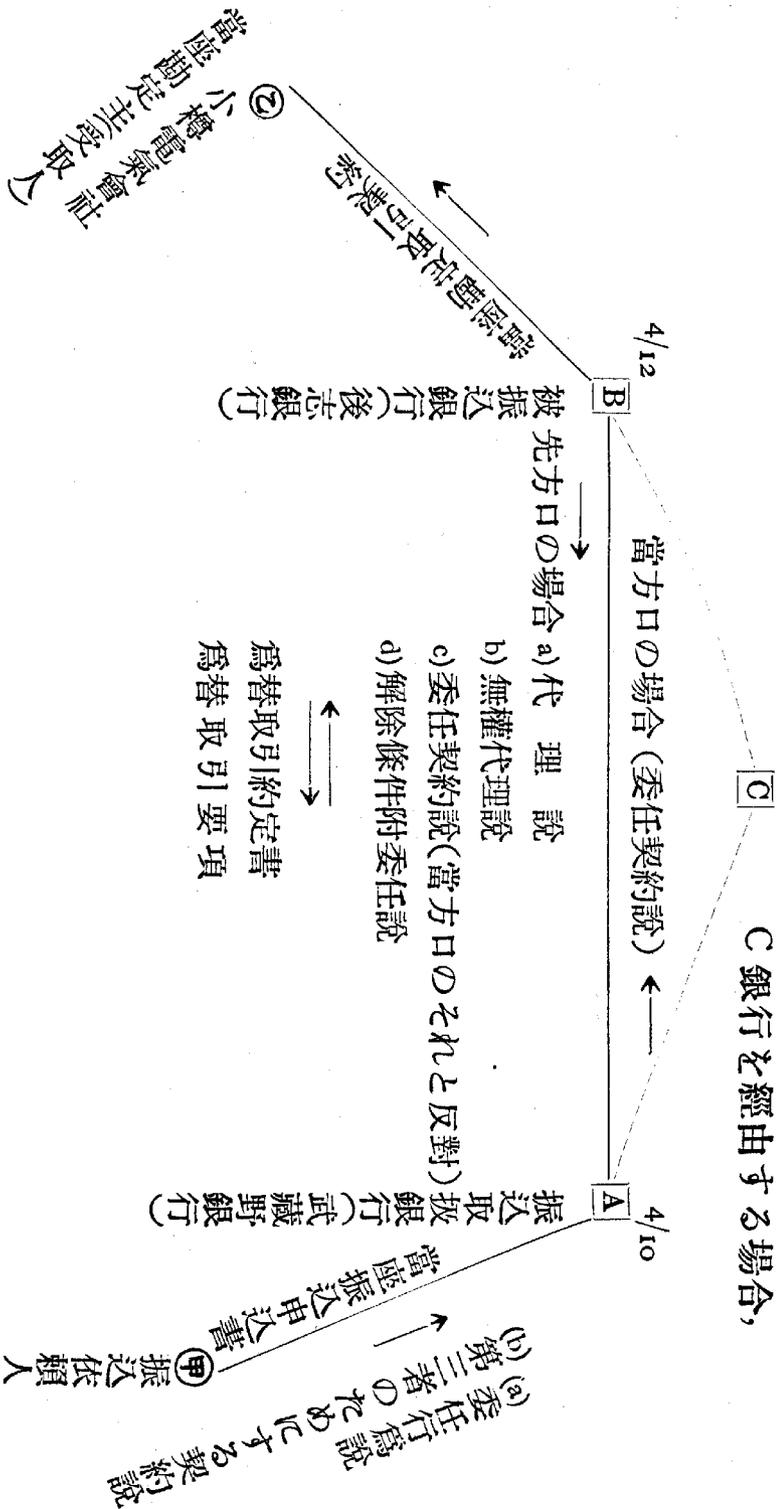


當座振込の法律的考察

金井健四郎



一、はしき

昨春の金融恐慌から既に一歳餘を経た。そして今や着々金融機關の整理改善の歩を進めてゐる。曰く日銀の市場金融統制、曰く金輸出解禁、曰く當座預金無利息、曰く貸出最低利率協定、等、等がそれである。此等と並んで表面に現れずに、而も經營當事者が實際運營の改善に意を用ひてゐるものゝ一つに本論に述ぶる所の當座振込の問題がある。銀行の破綻に際し、爲替尻の關係で思はぬ損失を蒙ることの多いのは此の當座振込である。従て昨春のモラトリアム以來實際家は此問題に就ても大いに研究の歩を進めてゐるのである。最近有力なる銀行が漸次之を自行口座を以て處理する状態に至つたのは即ち其の表れてある。然し此問題に就ては曾て斯界の機威水野淳二氏と小坂珠城氏との間に有名なる論争があつて以來、屢々識者の論ずる所となつて、今では些か陳腐の感がないでもない。而も未熟なる筆者が敢て茲に同様の問題を採る所以のものは、屢々實際に起る問題を中心に、其の最終の實際解決である法律關係の考察が、我々實務家の立場に於て最も必要なりと考へるからである。従て所論の目的は振込の受入ありたる後、故障を生じて、振込取引が圓滿に完了しなかつた場合に於ける當事者間の關係を解説するにある。而して實際上、振込の故障によつて危険を

受くるものは被振込銀行なる場合が最も普通である故に、觀察の點は自^{カシ}から茲にくると思ふ。之を更に異なる方面より見るならば、被振込銀行は識らない間に他の地に於てなされた自行に損失を來すべき振込を受入れべき義務ある場合、又之なき場合に於ける當事者間の法律關係は如何にあるかと云ふこと、つまり振込の受入を拒絶し得、又は得ざる場合の關係は如何にあるかと云ふことが本論の眼目である。即ち謂はゞ振込取引の安全性に關する法律的考察と云ふことになるのである。

二、問題の所在

扱振込も廣義に於ては送金の一種である。少くも其の實質に於ては送金と變りはない。蓋し他の地に在る者が金を送る方法の一として行ふものだからである。只送り先が銀行と當座勘定口座を有すると云ふ點が唯一の特長なのである。而して此の特長よりして、往時、當座振込が創始せられた當時にあつては、單純なる一般的送金と云ふよりも、所謂當座へ入金と云ふことの意味が多く含まれてゐた。即ち商人が地方へ集金に赴き、それを己れの店へ送るために、自己の取引銀行と爲替取引ある其地の銀行に送金額を振込んだのである。従て銀行は爲替取引銀行に對して、振込を取扱ふべき自行の取引先の氏名を通知して其者のために、振込の取扱をなすべきことを互に依頼したので

あつた。従て振込銀行は被振込銀行に代つて、或は其の委任に基いて振込の取扱をなすのであると解せられてゐたのである。然るに其後當座振込が益々盛んとなり、其の運用が愈々擴大せられるに及んで、或は特別當座預金にも此の方法を應用し、或は銀行は受取人が當座取引を有するや否やを識らずして之に應じ、或は甚しきに至つては受取人が被振込銀行に口座を有せざるため、領收書に副報告書を添へて交換を通して領收すると云ふ如く、銀行が己れの都合で隨意に振込の申込に應ずる状態に至つては殆ど一般の送金と性質上異らないやうになつたのである。然し、普通の送金であるならば、何人も、取扱銀行が自己の發動に於て取引をなすものと解して疑ひがない故に、其の爲替勘定の處理に當つては自行口座を以てし、銀行間の法律關係は受入銀行が支拂銀行に對し送金額の支拂を委託するものと解するのであるが、當座振込にあつては、其の沿革に於て振込銀行が寧ろ受動的立場にあつた舊來の慣習が尙行はれて、先方口座を以て其の爲替勘定を處理し、銀行間の法律關係は振込銀行が被振込銀行の委任を受け或は之が代理として振込の受入をなすのであると解する者が今でも存するのである。併し之は素直に考へて見れば可笑しい話である。蓋し振込申込人の依頼に應じて受取人の當座口へ入帳すべきことを被振込銀行に對し委託すべき地位にある所の振込銀行が、逆に却て被振込銀行の受任者たり、代理者たる關係にあると解するのであるから、初歩者に

とつては不可解に思ふ所である。筆者が銀行簿記を初めて學校で教へられた時不思議に思つたのも、亦よく學生から質問を受けるのも此點なのである。兎も角も舊説の如く銀行間の關係を代理又は委任（被振込銀行が振込銀行に委任する）と解するならば、振込の故障によつて生ずる爲替取引上の損失は、本人であり或は委任者である被振込銀行に歸することの多いことは明白である。此の解釋に従へば、現在の如く、當座振込が一般送金化したる事情に於ては、自己の寄待に反する振込にも應ぜざるを得ざるべく、之によつて生ずる爲替尻の貸の中には不良なるものも含まれることになるのである。かくて當座振込は爲替取引上非常に危険なものになる。茲に於て振込取引の安全を保つ上から新なる解釋が必要となつてくるのである。例へば水野氏の主唱する當方口座説も其の表れの一である。會て、水野氏と小坂氏との間になされたる史的論争は決して單なる爲替勘定處理に關する手續上の争ひではなく、それは更に本質的なものであつた。何故かならば論争の當時にあつては當方口座を主張することは同時に銀行間の法律關係に於ては委任説をとることであり、先方口座説を唱へることは同時に、代理説又は委任説（當方口座のそれと逆の關係に於て）をとることを意味してゐたからである。詰り當方口座説即委任説であり先方口座説即代理説（又は委任説∥當方口座のそれと逆の關係に於て）であつたのである。此の兩説を端的に何等の條件を附せず、夫々法律

上の性質を委任とし、代理として考へるならば、當然の論理として、前者が爲替取引上安全であるに反して後者が危険な立場にあることは申すまでもない。併し振込取引の本質的な方面である所の爲替資金の安全性と云ふことをはなれて、單に事務取扱上の便易性を主眼として考へるときは後者が遙に前者に比して勝つてゐることは固よりである。即ち口座制の論争は事務能率上の問題を含むと同時に、決してそれのみではなくして更に本質的な意味を有してゐたのである。口座制の問題を單なる事務手續上の事柄として意を用ひぬ論者が多くあるが、論争の當時にあつては、受入口座の別は同時に、銀行間の當座振込約定の法律性質上の差異を意味して居り、其結果は爲替資金の安全性に重大なる關係を有つてゐたのである。然るに最近に於ては先方口座の理論も其の内容を整備してきたので口座制の問題は以前の如き重要性を有たなくなつてきたとも考へられる。以上述ぶる所によつて略々問題の所在を明にしたるを以て次で此等の法律關係を詳説する。

三、振込依頼人と振込銀行との法律關係

(委任契約説と第三者のためにする契約説)

當座振込とは茲に事新しく申すまでもなく、送金せんとする者が、受取人の當座取引銀行と爲替

取引ある銀行に送金額の振込をなすことであつて、振込取扱銀行の發する振込受入の報告に對し、被振込銀行が承諾の答報を發したる時に其の効力を生ずるものである。従て當座振込の最も簡短なる場合に就て見れば、振込人（依頼人）受入銀行（振込銀行）、被受入銀行（被振込銀行）、及び、被振込人（受取人、即ち當座勘定主）の四個の關係者が存するわけである。而して振込金額が受入銀行、被受入銀行の兩行を通して受取人の當座勘定へ支障なく入帳せらるれば、それで圓滿に其取引は完了するのであるが、筆者が茲に論究せんとする所のものは、這般の金融恐慌當時處々に起つた如く、振込銀行が受入後事故を生じたる場合、例へば支拂停止をなしたるが如き場合に於ける利害者間の關係を明らかならしむるにあるのである。先づ順序として、振込人と振込銀行との關係から始める。

（註）當座振込の効力は被受入銀行が答報を發したる時に生ずると解するのが通説である。少くも答報を發したる以後に於て確定することに就ては異論のない所である。然るに論者は其の効力が取扱銀行に於て受入られたる時に生ずるのであるか或は被受入銀行に於て答報を發したる時に生ずるのであるかと第一にして最終の問題であるとする。併し之は問題の見方を誤つてゐるのであるか、さもなければ効力と云ふ語に異なる内容を附してゐる見解である。蓋し當座振込も一つの契約に基づく取引である以上振込の申込に對する承諾である所の答報を發せぬ前に効力を生ずる筈はないのである。只從來の先方口受入で代理説をとつた場合は實際上被振込銀行が振込を拒絶し得ざる立場にある場合が多かつた故、事實上取扱銀行が受入れた時に殆んど振込が確定し、従て利息起算が行はれた故、斯く誤認せしめたのであらうと思ふが、此の場合とても取

引の形式に於ては、被振込銀行が承諾の答報を發したる時に効力は生ずるのである。

振込依頼人と振込銀行間の法律上の性質に就ては、之を以て委任契約であるとなす説と第三者のためになす契約であるとする説との二種に分れる。前者は妹尾氏の所論に後者は松井氏の所説に、表はれてゐる。而して筆者は前者を妥當と考へてゐる。又それが通説でもある。其の詳細は妹尾氏の所説（銀行研究十三卷第一號八四—八八頁）に於て盡されてゐると思ふから、茲には簡短に其要旨を略述するに止める。

委任契約とは當事者の一方が法律行爲をなすことを相手方に委託し相手方が之を承諾するに因つて其效力を生ずる契約であつて、（民法六四三條）、法律行爲に非ざる事務の委託をなす所の契約が準委任（民法六五六條）である。此兩者は殆ど相似てゐて只委託の目的が法律行爲であるか否かに係り其の性質に於ては區別すべき所がないのである。此等の契約が締結された效果の一として、受任者は善良なる管理者の注意を以て委託された事務を處理する義務を負ふのである。（民法六四四條）次に第三者のためになす契約とは當事者の一方が第三者に對して、或る給付をなすべきことを相手方（要約者）に對し約する契約であつて、第三者の權利は其第三者が、債務者（諾約者）に對して契約の利益を享受する意思表示をなしたるときに發生するものであり、而して此契約が成立したる

時は、其の第三者（受益者）は債務者に對し、直接に給付請求權を有するに至るのである。（民法五三七條）此の契約の特質は給付の義務が委任契約の場合の如く委託に基いて生ずるのではなくて、債務者一方の約束に依て生ずるのである。従て、其の給付の目的物が金員であるとすれば、それは債務者自身の出捐にかかるものを以てなされるものと解されてゐる。又委任契約の場合に於ては、受任者は委任者に對してのみ受任事務を處理する義務を負ふにすぎないが、第三者のためにする契約にあつては、受益者は債務者に對し、直接に給付請求權を有するのであるから、債務者は要約者に對しては受益者に給付を爲すの責を負ふと同時に受益者に對しても其の直接給付請求權に應ずる義務を負ふものである。

今、之を當座振込に就て考へると、振込をなさうとする者が、振込額を受取人の取引銀行の當座勘定へ入帳することを取扱銀行に委託するのであつて、受託者たる取扱銀行が善良なる管理者の注意を以て受託事務を處理し、爲替取引が圓滿に行はれた時には恰かも取扱銀行に於て、受取人が當座口を有し、其れに對して受入をなしたると同一の結果になるのであるが、決して取扱銀行は自己の出捐にかゝる金額を受取人の當座口へ入帳することを振込依頼人と約束したのではない。従て受取人より直接に振込額を當座口へ入帳し、或は其の支拂をなすべきことの請求に應ずべき義務は

ない筈のものと思ふ。然るに第三者のためにする契約説をとる者は、(1)振込人の意思を探究するに受取人をして直接に委託金請求権を取得せしむる目的を以てなすのであると解し、(2)支拂銀行が受取人に對して通知をなすは民法五三七條に所謂債務者の債務負擔の通知であるとなし、又(3)經濟上の觀念に於ては振込人の出捐に係ると云ひ得るが、銀行が受取人に金圓を交附するのは、財産的給付と云ふ意味に於て出捐たること疑を容れない所だと主張するのである。併し、之等は何れも餘りに穿ち過ぎた附會の説であると思はれる。右の論據に對する批判は妹尾氏の所論(銀行研究九卷二號、十三卷一號)の中に詳細に盡されてある故、茲には其點の論究を避けるが、若し振込人と振込銀行との關係が第三者のためにする契約であるとするれば、受益者たる受取人は諾約者たる振込取扱銀行に對して直接に給付請求権を取得すべき筈であるが、之は實際の當座振込の取引通念に反してゐることは申すまでもない所である。

振込人と取扱銀行間の法律關係に就ては、上に述べたる如く委任契約説と、第三者のためにする契約説との二つがあるが、筆者は前者をとる。而して兩説が振込取引の實際に夫々如何なる關係を有つかと云ふことに就ては後段に詳述する積である。

四、拂込銀行と被振込銀行との法律關係

振込銀行と被振込銀行との法律關係を説くには先づ、其の銀行間の爲替取引契約の内容に就て考察しなければならぬ。蓋し銀行間の爲替取引は爲替取引契約を前提として行はれるものだからである。而して此の爲替取引契約は取引銀行相互が約定書の取換せによつて形式的に定るものであつて、更に具體的なる取引事務の處理の方法に付て爲替取引要項なるものを互に取換すのが通例である。當座振込に就ては、爲替取引約定書の約款中に規定することは從來稀であつて、爲替取引要項の中に受入をなし得るや、否や及び先方口を以てするか當方口を以てするかを示す場合が多い。ところが、爲替取引約定書が爲替取引契約の内容を規定するものとして法律の效力を有することに付ては何人も疑のない所であるが、取引要項が約定書の細則として、約定書と同様に、相手銀行を法律的に拘束する力を有するか否かに就ては或は之を以て爲替事務を處理するに當て便宜参照すべき單なる覺書に過ぎぬものとして消極に解する説（捉正元氏説）と、約定書と同様に法的効果を認むる積極説（粟屋清一氏説）とがある。兩説の詳細は夫々兩氏の研交論書に譲り筆者の所見を素直に述ぶるならば、爲替取引要項の取換せがある時は取引銀行は互に之に基いて爲替事務の取扱ひをな

すべき義務を負ふものと解する。蓋し取引要項に違反する事務の取扱ひが差支へないものとして許容されるとすれば、抑々取引要項なるもの、取換せ其事が無意味となるからである。爲替取引要項は多くはカード式になつてゐて法文の形式を備へないのが通例であるが、之を以て直に單なる事務取扱上の覺書と見るは形式に囚はれた解釋であると思ふ。一步譲つて、之が爲替取引約定書の如く成文法的效力を有しないものとしても、取引銀行は取換したる取引要項に従つて爲替事務を處理するのを通例とするのであるから、商慣習としての效力を有するものと思ふ。兎も角も爲替取引に關する銀行相互間の權利義務の争は一應は先づ爲替取引約定書並びに取引要項に基いて之を解決するの外はないのである。

そこで、取引要項に於て或は先方口を以て、或は當方口を以て處理することを定めてゐるのであるが、其の何れの口座を以て處理するかにより、法律關係も異つてくるのである。而して此の當座振込の受入口座の問題に關して先年(大正十四年七月——十月)水野、小坂兩氏間に著名なる論争があつたことは既に述べた所である。其の要旨は小坂氏が(1)當座振込の沿革(2)事務取扱上の便宜性(3)多數銀行のとれる受入口座の現状に論據を置いて、先方口受入を以て原則なりと主張し、其の法律關係は代理説を以てしたるに對して、水野氏は(1)沿革をはなれて當座振込が一般送金化したる現

狀を實質的に考察して(2)専ら爲替資金の安全性に論據を置いて、當方口受入が理論上正當なりとし、従て代理説を容認し難きことを主張したのである。今茲に其の論争の内容を詳細に紹介する暇を有しないが、其後漸次當方口受入説が認められるに至つて來たことは明らかである。殊に昨春の恐慌以來先方口受入の危険なることが如實に現はされて以來、當方口受入を採る銀行が非常に増してきたのである。

扱先方口受入の法律關係は代理説、無權代理説、委任説、不承認を解除條件とする當座振込受入委任説等によつて解かれる。右の中、代理説は所謂先方口受入論者の普通にとる法律的根據であつて、受入銀行が被受入銀行の委託に基き之に代つて振込の受入をなすものと解するのであり、無權代理説は受入銀行が代理の權限なくして、本人の追認を寄待し、之に代つて振込の受入をなすものとするのであつて、被振込銀行の承諾の答報を以て本人の追認と解する説である。次に委任説とは振込銀行が振込の受入をなすのは被振込銀行の委任に基いてするのであると解するものであり、不承認を解除條件とする受入委任説とは先方口受入の約定あるときは原則として其の受入行爲を委任されたるものであるが、不承認あるべきことを條件となすと説くのである。

先方口受入に於ては上に述べたる四個の法律的、解釋があるが、此等の説が、時の推移と共に

當座振込送金化の傾向に伴つて其の法律理論の説明の進化せることを指示するものとして興味がい。即ち往時初めて當座振込なる爲替事務が取扱はれた時にあつては既に述べたる如く、甲銀行に當座取引ある商人が他の地方へ賣掛金の集金に赴き、甲銀行と爲替取引ある其地乙銀行に對して甲銀行に於ける自己の當座口へ振込むことを依頼するが如き場合に當座振込が専ら利用されたのであつた。従て銀行は互に取引銀行に對して豫め何某の振込依頼があつた場合には自己に代つて其の受入をなすことを委託したのであつた。従て此間の法律上の性質を説くに代理行爲説を以てするが通例でもあり、又それが正當な解釋であつたと思ふ。然るに其後當座振込の便易なることが遍く知られるに及んでは盛んに之が利用せられるに至り、豫め依頼しておいた當座取引先以外の者に對する振込をも取扱はれるに至り、かゝる範圍を越へたる振込取引に對して尙委任代理説を以て説明するは適當に非ずとして茲に無權代理説が生じたるものと思ふ。而して此點に關し更に一步を進めて當座振込の現況に應ぜんとしたのが、條件附委任説なのである。即ち之によれば、上に述べたる如く、取扱銀行が振込の受入をなすのは、被振込銀行の委任に基くのであるが、此際被振込銀行の不承認を解除條件としてゐると説くのである。其後當座振込が特別當座預金にも應用せられるに至り、金額の制限もなく、當座取引の有無に拘らず又爲替尻が多額の預りにならうがお構ひなしに振込の依

頼があればそれに應ずる如くなつて、當座振込の觀念が最初のそれとは可なり異つてきて、實質的には普通の送金と何等差違なき状態に至るや、一般送金爲替の取組に於けると同様に取扱銀行自身の口座を以て處理するのが理論上正當なりとする水野氏の所謂當方口受入説が有力になつて來たのである。

そこで當方口受入説の法律的性質を考へて見るに、委任契約説をとるのが通例の如くである。先方口受入の場合にも委任説はあつたがそれは、被振込銀行が振込銀行に委任すると見るのである。が、當方口受入説にあつては、之と反對に振込銀行か被振込銀行に委任すると解するのである。理論上、當方口受入説が現時の當座振込の觀念に妥當的であることは今や通説ならんとしてゐる。蓋し往時當座振込の觀念と現在のそれとは可なり異つてきて居り、曾て被振込銀行が豫め取引者の氏名を通知して、其者への振込あるときは受入れ度き旨を取引銀行に委託したる事情とは遙に變つてゐる。素直に現時の當座振込を見るならば、委託する側は被振込銀行ではなくて取扱銀行である。即ち取扱銀行が振込人の依頼に基いて、振込額を其の爲替取引先なる被振込銀行に對し、受取人の當座勘定へ入帳することを委託したるものと解するのが適當の解釋であると思ふ。現在では振込銀行は送金の一種として専ら自行のために振込人の依頼に應じて其の取扱をなすのが通例である

とすれば、爲替勘定處理の方法に於ても自行の口座を以てなすのが理論的に正しいものと思ふ。是筆者が當方口受入説をとり、其被振込銀行との法律關係は取扱銀行の側から委任するものであると解する所以なのである。

五、被振込銀行と勘定主(受取人)との法律關係

被振込銀行と其の當座勘定主(受取人)との間の關係は當座勘定取引契約である。即ち被振込銀行は當座取引契約の效力として振込の受入を取扱ふのである。尤も其取引契約書に於て特に振込の受入をなすことを明示してゐる場合は寧ろ少いと思ふが、當座取引が行はれてゐるとせば、當然に此の振込取引の受入も其の取引の中に含まれてゐると解せられる。そこで當座取引契約の法律上の性質を吟味して見る必要がある。當座取引契約の内容は非常に複雑してゐて、或は取引者のために、金錢の保管をなし、或は資金の受入及び支拂の事務を行ひ、或は手形金の取立をなす等、種々なる事務を取扱ふことを目的としてゐる。併し此等は結局(1)銀行が取引者のために資金の保管をなすこと並びに(2)金錢の受入支拂の事務(出納事務)を行ふことに要約し得られる。前者なる資金の保管に關することは消費寄託契約(民法六六六條)の性質を有し後者なる受入支拂事務の取扱は準

委任契約（民法六五六條）の性質を帯びてゐる。即ち消費寄託契約と準委任契約とが當座取引契約の中に含まれてゐるのである。従て當座取引は二種の異つた性質のものが相寄つて成立つてゐるために其性質を民法上の契約類型に索めることは出来ない。故に強ひて其の法律上の性質を求めんとすれば、當座勘定取引契約と稱する獨特の契約であるとするの外はないと思ふ。

扱上に述べたる如く當座取引の中には其の勘定主が、銀行に對し、勘定の受入及び支拂を委任することも含まれてゐるとすれば、振込の受入を被振込銀行一個の意思で之を拒否することは當座主の利益を害することが多いから、此點に於て、義務違背にならないか否かの疑問を生ずる。例へば、小坂氏の如きは、當座取引契約書に振込に關する免責條項がないときは、振込を拒否し得ないと唱へてゐる。（銀行研究九卷第一號一〇三頁）併し筆者は之と所見を異にするもので、當座取引の性質よりして振込受入の認否は銀行の任意にあると解するのである。即ち小坂氏に於ては銀行は特約を以て責を免れるとするのであるが、反對に筆者は絶対受入が效を奏するためには、勘定主が特に其旨の取定めをなさねばならぬとするのである。其の然る所以に付て妹尾氏の所論を左に引いて見る。氏に従へば、當座振込は現金を以て入金されるのではなくて、一種の債權（爲替尻の貸又は預け）を以て入金目的となすのと同じの結果を來するのであつて、換言すれば、振込取扱銀行に對

して生ずる爲替尻貸し(又は預け)を以て恰かも當座入金となせると同様なのである。故に被振込銀行は之を承諾することによつて、其金額丈けの危険を負ふことになる。此くの如く、當座振込の受入は被振込銀行にとり利害關係する所多ければ、當座取引あれば、絶対に受入をなすの義務を負ふものと解することは衡平の觀念に反するものであると云ふのである。(銀行研究十三卷第二號)

筆者も亦右の妹尾氏と同様に特別の約定が存せぬ限り其の受入の認否は被振込銀行の任意にあると考へる。何故かならば、振込取引が圓滿に行はれるためには必然に然うでなければならぬと思ふからである。振込の安全性に關する法律關係の解明を目的とする本論にあつては實に此點が天王山である。蓋し振込取引の安全性は一に係つて此の被振込銀行が自行の不識の間に他の地に於てなされたる、自行に不利なる振込を拒絶し得るかの問題に存するからである。先方口受入が何故に危険であるかと云へば、爲替約定に由來して此場合受入を拒否し得ぬことが多いからである。蓋し若し當座取引があれば、銀行は絶対に其の取引先の當座口へ振込の受入をなす義務を負ふものとするれば、先方口受入に基づく諸説は固より、當方口受入をとる理論も、又他の如何なる所説を以てするも到底振込取引の安全は期し得られぬのである。銀行が常に振込受入の義務ありとの見解をとる者は銀行間の爲替關係に由來する事由を以て第三者なる當座勘定主並びに振込依頼人に對抗し得ない

と云ふ論據をとるのであらうと思ふが（小坂氏、銀行研究九卷一號一〇三頁）、抑々當座振込なるものは、勘定主の當座口へ爲替取引の作用によつて振込むものであるから、當座取引を前提とすると共に必然に爲替取引をも前提するものである。従て當座取引關係と爲替取引關係とが衡平の立場に於て考へられねばならぬ。従て送金小切手の場合に爲替關係を理由として其支拂を拒絶し得る如く、當座振込に於ても、事情の如何によつて、其振込を拒否し得られねばならぬ等と思ふ。（前掲妹尾氏說參照）蓋し絶対に振込を當座口へ入帳せねばならぬとすれば、翌日支拂停止になることが知られてゐる銀行に於て受人れられたる振込をも被振込銀行は之を承諾せねばならぬと云ふ不合理を生ずることになる。併し茲に注意を要することは、筆者がかく述べるに當つては當方口受入、或は先方口ならば條件附委任說をとる場合に就てあることである。故に若し、先方口受入に於て代理說其他を採るものすれば、此場合被振込銀行は明に自行の不利なるに拘らず其受入を入帳せねばならない結果になることが多い。併しそれは當座取引契約の性質からくるのではなくて、爲替取引契約上の不備に由來するのである。普通に當方口受入を以て安全なりとせられてゐるか、若し、當座取引があれば絶対に振込を入帳せねばならぬとするならば當方口、先方口の如何に拘らず、又代理說、委任說の何れを問はず常に被振込銀行は危険な立場にあると云はねばならぬ。又振込の案内

に對して認否の答報を發することも、(起算日に關する點を除いて)無意味となるわけである。振込受入の認否が被振込銀行の任意にあるとしてこそ、初めて振込取引の安全性が保たれるわけであり、又當方口受入の理論が最近着々實行されるに至つたのである。之を要するに被振込銀行と勘定主との法律關係は其の内容の解釋には異論あるも、當座勘定取引契約なる獨特の契約なのである。

六、東京武藏野銀行と小樽後志銀行の事例

上述したる所によつて振込人と受入銀行、受入銀行と被受入銀行、並びに被受入銀行と勘定主との間の法律關係に就て、一通り説明し及びたるを以て、以下、實際に問題の生じたる場合を假定して上に述べたる利害者間の關係を考察して見る。

説明の便宜のために、一の事例を設ける。固より單なる想像上の假定ではなくて、實際よく起る場合を採るのである。

『東京武藏野銀行(假名)と小樽後志銀行(假名)とは爲替取引があつて、武藏野銀行は支拂停止前日に於て後志銀行取引先小樽電氣會社(假名)當座口として金一萬圓の當産振込を受入れた。』(武藏野銀行の預りなき場合)』

右の場合振込取引は如何に落付くのであろうか。

(A) 先方口受入の場合。

(a) 代理説と第三者のためにする契約説の組合せ。

右の事例に於て、先づ爲替取引要項の中に先方口受入の定めがあつた場合から初める。而して此際銀行間の關係は代理説をとり、振込人と受入銀行との間は第三者のためにする契約説をとるものとする。

此の前提の下に見る時は、受入銀行なる武藏野銀行は被受入銀行なる後志銀行に代つて振込先なる小樽電氣會社に直接振込受入請求權を賦與する目的を以て、其の當座口へ受入をなすことを振込依頼人と約束したことになる。従て武藏野銀行は後志銀行の代理者にすぎぬのであるから契約の效力は本人たる後志銀行に及び、後志銀行は諾約者として、振込依頼人に對しては、振込先の當座口へ受入すべき義務を負ひ、受取人たる電氣會社に對しては、其の直接受入請求に應ずる義務を負ふものである。従て後志銀行は自己の出指に於て電氣會社の當座口へ受入をなさねばならぬ。武藏野銀行に對する爲替尻の預けは同行の支拂停止のため付替によつて回収し得ないとすれば、一般民法上の債權債務の問題に従て求償權を得るに過ぎぬことになる。詰り、此の場合損失を蒙る者は後志

銀行である。若し此際後志銀行の當座取引契約書の中に當座振込に關する免責條項が挿入されてあるとしても、第三者のためにする契約の性質上、又代理關係の上から、果してそれが效を奏するか否かは疑問である。何故かならば代理關係の上からして後志銀行自身が振込人の依頼に應じて自行取引先當座口へ入帳することを承諾したるものと當然解せらるべきものであり、又第三者のためにする契約の效力として電氣會社は後志銀行に對して、直接給付請求權を有するものであり、一步譲つて、それが對電氣會社の關係に於て對抗し得られるとしても、要約者たる振込依頼人との關係に於て免れ得ないからである。

(b) 無權代理說と第三者のためにする契約說の組合せ。

次に右の場合銀行間の關係を無權代理說に従て解すればどうであるか。此の解釋によれば、兩銀行の爲替取引要項に先方口受入の定めがあるのは、相互に先方口を以て受入れることを包括的に取り定めたのであつて、個々の振込受入行爲は被振込銀行が追認すべしとの寄待を以て、振込銀行が任意に代つてなしたるものと見るのであるから、被振込銀行が承諾の答報を發したる場合は前と同様な結果になつて後志銀行の損失となるのであるが、若し、後志銀行が受入拒絶の答報を出したとせば振込銀行が、振込依頼人と受取人の双方に對し責を負ふことになるのである。(第三者のため

にする契約の性質上、此の場合振込の取消にはならぬ。尤も振込依頼人が特に取消に應じたとすれば別であるが。

(c) 代理説と委任説の組合せ。

次に振込人と振込銀行との関係は第三者のためにする契約説ではなしに、通説である委任説をとり銀行間の関係は以前の如く代理説をとつて解釋して見る。所謂先方口受入説が最も普通にとる法律関係は此の場合なのであつて、之が先方口受入説の代表者である小坂珠城氏の見解なるごとく思はれる。

扱當方口受入説の本案水野氏が一の事例を設けて『岐阜合同銀行と大阪浪華銀行と爲替取引があつて、岐阜合同銀行は支拂停止前日に於て大阪浪華銀行取引先大阪電氣會社當座口として金壹萬圓の當座振込を受けたり（岐阜合同銀行の預りなき場合）と云ふ場合に、若し氏（小坂氏）が浪華銀行の爲替係であるとせば、如何に處理するか』の問ひに對して、小坂氏は次の如く答へる。『私は此の場合浪華銀行岐阜合同銀行の爲替取引約定に特殊の約定なく、現今多數の銀行が行ひつゝある如く、無制限に受入を承認するものとし、且つ浪華銀行と大阪電氣會社との當座取引契約に他所當座振込の受入れに關し、何等の約定がなかつたとするならば、浪華銀行は當然大阪電氣會社の當座へ入帳

すべきものであると信ずる。此事は私の幾度か實驗した事柄で被振込銀行としては、實に迷惑な話である。又かうした事實に遭遇すると何とかして、此不利益を避けやうと種々苦心するものである。私が遭遇した此種の事件は當座入金帳へ記帳して被振込人に對して迷惑をかけない。結局回収はしたけれど、一時は固定の状態に陥つた。之は爲替取引契約、並びに當座取引契約上に不備の點があつたもので、被振込銀行としては迷惑ではあるが當然負はねばならぬものとの確信の下に受入を承認したのである』と述べてゐる。（銀行研究九卷三號八一頁—八二頁）

而して氏は此の缺點を除去するために次の方策を示す。

- (1) 取引銀行を撰擇すると同時に、常に取引先銀行の信用状態に留意すること。
- (2) 取引先銀行の信用の厚薄によりて受入金額に制限を設くるか禁止すること。
- (3) 當座取引契約（特別當座預金をも含む）に他所當座振込は被振込銀行が承諾するに非れば、效力を生ぜざる旨を表示すること。

斯くの如く小坂氏は此場合被振込銀行は自行の不利を忍んで、取引先のために其の當座口へ入帳せねばならぬとする。蓋し之は代理説をとる以上、被振込銀行が直接、振込人より自行取引先の當座口へ振込むことの依頼に應じたと同様な關係になるからである。従て此場合、當座取引約定書の中

に振込に關する免責文言が挿入されてゐたとするも、之を以て對抗し得るや否やは問題である。水野氏も此の場合（即ち先方口受入で、代理行爲あることの證言あつた場合）右の免責約款が所謂傳家の寶刀となるや否やは研究すべき問題であると述べてゐる。（銀行研究第九卷第四號二三七頁）

(d) 委任説と委任説の組合せ。

依頼人と受入銀行との關係は委任契約なりと見るのが通例であるから、以下第三者のためにする契約説を前例に當てはめることを止めて、委任説をとつて専ら振込銀行と被振込銀行間の關係を中心に述へることにする。そこで前の場合には銀行間の關係を代理説に従て解したのであるが、次に委任行爲説をとつて見ると、結果に於ては代理説の場合と等しくなる。即ち後志銀行は自行の不利を忍んで、小樽電氣會社の當座口へ入帳しなければならぬことになる。此説によれば、後志銀行が武藏野銀行に振込受入の委託をなしてゐるのであるから、自行の不利なりと思ふ場合には委託其ものを取消し得るのであるが、受託者なる武藏野銀行が委任契約の效力として、其の委託に基いて既に受入れたる當座振込を拒絶することは出來ぬ道理である。

(e) 不承認を解除條件とする委任契約説と委任行爲説の組合せ。

次に不承認を解除條件とする委任契約説をとつて見る。此の場合に於ては、後志銀行は、武藏野

銀行に對して、振込の受入をなすべきことを完全に委託してゐるのではなくて不承認の答報を解除條件として、受入の委任を留保してゐるのであるから、後志銀行は受入拒否の答報を發することによつて、振込受入の危険を免れ得るのである。而して筆者は前述の如く、當座取引契約の性質上必しも絶對に取引先のために、振込の受入をなす義務を負ふものではないと考へるから、此の場合、被振込銀行なる後志銀行は電氣會社の拘束を受けることなしに受入銀行に對し、振込受入を拒絶し得ると思ふ。一步進めて考へれば、此の條件附委任説は必然に、振込受入の認否は當座取引先の制約を受けることなく、被受入銀行の任意であることの前提の上に立つてゐるものと解せられるのである。此の前提をはなれては、抑々不承認を解除條件とする委任契約説は成立し得ない。従て、現今の當座振込の實狀が、此説を妥當とするならば、當座取引約定書の中に振込に關する免責文言がなくてもよいと云ふことになる。併し萬善を期して、之を挿入するの安全に如かないことは固よりである。

以上述べたる所によつて、先方口受入をなす場合の説明を一通り終へたによつて、以下當方口受入の場合を考へて見る。勿論、振込依頼人と振込銀行間は委任契約説をとることを前提に置いてゐる。

(B) 當方口受入の場合。

當方口で受入をなすと云ふことは、自行の勘定を以て、受入をなすと云ふことであるから、受入銀行と被受入銀行との法律關係は専ら委任契約説をとるのが通例である。併し委任契約説でも、先方口受入にあつては、被振込銀行が振込銀行に振込受入の委託をなすと見るのに反して、當方口受入の場合に於ては、受入銀行が、被振込銀行に委託をなすと解するのである。此の場合にあつては、先方口受入の際に生じたる如き、危険は殆ど起らない。前の事例に就て見れば、東京武藏野銀行は振込依頼人の委託を受けて、小樽後志銀行に對し、其の取引先なる小樽電氣會社の當座口へ受入をなすことの委任を申込んだのである。而して其の翌日同行は支拂停止をなしたのであるから、後志銀行は、其の申込を拒否すればよいのである。従て此場合、後志銀行は何等の損失を受けなくてもよい。又後志銀行が其取引先なる小樽電氣會社に對する關係に於て拒否し得ることは既に再三上に述べた所によつて明かである。

七、結 論

叙上の如く、當座振込の法律的解釋には種々あるが、現今の當座振込の實狀に最も妥當なりと考

へられるものは、(1)振込依頼人と振込銀行間は委任契約説をとり、(2)振込銀行と被振込銀行との間は(イ)先方口なれば条件附委任説を(ロ)當方口なれば委任説(振込銀行が被振込銀行に委任)をとり、(3)被振込銀行と當座勘定主(受取人)との間は振込受入の認否は銀行の任意にあるとする當座取引契約と解することである。筆者は振込取引の法律的性質を右の如く理解することによつて、之より起る種々の問題は正當に解決され得ると信ずる。もとより、爲替取引要項(或は約定書)或は當座勘定取引約定書の約歌に於て特約ある場合或は其他特別なる取引慣習ある場合は別問題であることは云ふまでもない。

斯くの如く當方口座をとる場合には殆ど問題は起り得ない。茲に於て水野氏が振込手續に於て多少の面倒を忍んで専ら爲替資金の安全性の立場から當方口受入説を二十年來主張するも又故あるものと思はれる。併し之を以て筆者が先方口受入説を非として排するものと即斷されては困る。蓋し兩説とも一長一短を免れ能はぬ。現在多數の銀行が今尙先方口座を固執してゐる所以のものは、必ずしも傳統によるのみではなく、必ずやそこに何等かの實際上有力なる根據がなければならぬと思はれる。一概に先方口受入説を排することもならぬ。要は振込事務の便易性を主とするか、爲替資金の安全性に重きをおくかに對する價值判斷の相違に歸着する。前者に價值をおくものは先方口受

入説を是とし、後者を主とするものは當方口受入説に讃するのである。往時、當座振込が取引先の氏名を相手銀行に通告して其者に對する、振込の受入を委託したる當時にあつては、理論の上からも、又實務の上からも先方口座をとることが至當であるが、現時の如く、當座振込が一般送金化して、實質上、普通の送金と何等異なる所がない状態にあつては、實務上は兎も角、理論上は當方口受入説が妥當する如く思はれる。等しく送金であり乍ら一は當方口座をとつて爲替尻は貸し借りとなるのに對して、一は先方口座をとつて、預け預りとなる。而して貸し或は預けと云ふも等しく他行に對する債權であるに拘らず、爲替尻回收の方法に難易を生ずることになる。そこで、最近の學説では送金に關するものは凡て當方口座を以て處理することが至當であるとせられるに至つたのである。先方口受入説に於ても、條件附委任説は固より、其他の説に於ても、爲替資金の安全をはかる方策はある。例へば、上に述べたる小坂氏の所論の如く、(1)先づ取引銀行を充分撰擇し、(2)取引先銀行の信用の厚薄によつて受入金額を制限するか禁止し、(3)當座取引約定書に振込に關する免責條項を設くる等之である。併し自行口座を以て處理するに如かない。

又爲替取引要項に於て、自行口受入の記載があつたにせよ、それは單なる事務取扱上の覺書にして、法律的拘束力を有せぬとする所論もあり、又爲替取引約定書や取引要項に於て如何なる取定め

があつたにせよ實際の取引は銀行相互間の信用の上に行はれるのであるから、一度問題が生じたる際には餘り役立たないことが多いとする論者もある。併し銀行間の爲替取引上の權利義務の争ひは一應は先づ爲替契約に其の解決を仰ぐべきものなることは疑を容れない所である。従て最近有力なる銀行の間には當座振込に關し、一方爲替約定書の約款に於て規定すると共に他方當座取引約定書の中に振込受入の認否は銀行の任意にあることを表示することが行はれるやうになつて來た。例へば芥川央氏の爲替約定書雛形の第十三條に『取引店は相手店に當座預金口座を有する者のために其の當座預金の受入をなすことを得、此場合に於て、口座の整理は各自行口を以て受入すべきものとす』(銀行研究第十四卷第五號)とあるは之である。振込を拒絶する場合、當座勘定主との間の諒解は當座取引約定書の約款に於て明らかならしめ、振込依頼人との間は、振込依頼書に記載せられたる文言に於て明らかにするのが明瞭なやり方である。例へば一流銀行に於て振込の際客に差出せる『當座勘定付替依頼書』の中に『付替先銀行又は預金者に於て其受入を拒絶したるとき、又は事由の如何に拘らず貴行の御都合にて本付替の取消を要するときは適宜御取消相成候共異議無之候』と云ふ文言を挿入してゐる。かくの如く、爲替約定書、當座取引約定書、並びに當座振込申込書に於て、當座振込に關する責任の歸屬を明らかならしむることが最近の傾向である。

之を要するに當座振込の圓滿なる取引は、

第一に信用ある取引銀行を撰擇し、

第二に其の受入口座の整理は、自行口を以てなし、

第三に、爲替取引契約、當座勘定取引契約、並びに客より徴する當座振込申込書に於て、利害者の關係を明らかならしめ、之に不備缺陷をなからしむることによつて保たれ得ると信ずるのである。

追記 振込依頼人と振込銀行との法律關係の説明の箇所、第三者の爲めにする契約説の批判が當を得てゐないやうに思はれる。

之は今一層の考察を要するものと思ふ。

—一九二八—六一二五—

